

発行:長崎県平和運動センター 発行日:2020年10月26日(月)
連絡先:長崎市桜町9-6 TEL 095(823)7281 FAX 095(825)8837

NO. 98

発行責任者 平野忠司

核兵器禁止条約批准50か国達成 !!!

日本時間 10月25日(日)未明、中米のホンジュラス批准書や受託書を国連に寄託し、私たちの悲願であった「核兵器禁止条約」の批准国が、ついに50か国を超えた。

この条約は、2017年3月、核軍縮の停滞を背景に非保有国の主導で制定交渉が始まり、同年7月7日、ニューヨーク国連本部で122か国の賛成で採択されました。発効までの第一段階として50か国の批准が必要でした。そして、24日深夜に50か国の批准決まったことから、90日後の来年1月22日に発行し、効力を持つ国際条約として誕生することになります。

この条約は、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用及び使用の威嚇等を全面的に違法とする初の国際条約です。また、条約前文に被爆者の「受け入れ難い苦痛と損害」に留意すると明記され、核抑止力を意味する「核兵器を使用するとの威嚇」も禁止しています。

一方、条約に反対してきたアメリカや中国、ロシアなど「核保有国」や日本など核の傘に依存している「核の傘国」は参加していないため、批准した国と批准していない国との間には依然、大きな溝があるのが実情で、実効性に欠けるという見方もあり、今後の大きな課題が残っています。

しかし、条約発効で核兵器は違法という国際的な規範が強まることで、非加盟国の行動に影響を及ぼす可能性があります。また条約の発効によって、核兵器廃絶に向けた国際世論が高まり、核保有国に対し核軍縮を促す圧力になることが期待されます。

日本政府は、「世界で唯一の被爆国」や「核兵器廃絶」を口にはしますが、アメリカの「核の傘」に依存する立場から条約に参加していません。また「核の先制不使用」発言にもブレーキをかけています。こうした日本政府の2枚舌政策に、原水禁長崎・県平和運動センターは、日本政府が一日でも早く批准を行い、真の核兵器廃絶を世界に訴えるよう運動を強化していかなければなりません。

**核兵器禁止条約批准 50 か国を祝い、
核兵器廃絶を誓う集い**
10月25日(日)15:00～ 平和祈念像前
「ヒバクシャ国際署名」を求める長崎県民の会
主催で、緊急集会が行われました。集会が決
まったのが、当日朝で可能な限り電話連絡を
しました。急な連絡にもかかわらず、全体で2
00人程が集まりました。抗議集会とは違い、
集会参加者からは喜びと安堵感が伝わってき
ました。急な要請にもかかわらず、参加いただいた皆様に深く感謝します。



日本政府は核兵器禁止 条約を早急に批准せよ